

平成 27 年第 2 回市会定例会

契約議案に関する参考資料

〈目次〉

1	横浜市の工事請負契約に係る入札方式について	1 頁
2	案内図及び入札てんまつ	
(1)	南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事（その 2）	2 頁
(2)	南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場（仮称）排水処理施設建設工事 （水処理設備工事）	4 頁
(3)	都市計画道路鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）街路整備工事（その 12）	6 頁
(4)	横浜国際港都建設道路金沢シーサイドライン建設工事（その 3）	8 頁
(5)	高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事	10 頁
(6)	高速横浜環状北西線（北八朔地区）街路整備工事（その 3）	12 頁
(7)	南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その 54・ 基礎及び本体工）	14 頁
3	その他補足説明資料	
(1)	南区総合庁舎移転新築工事変更概要	16 頁
(2)	港南区総合庁舎移転新築工事変更概要	18 頁
(3)	公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施について	19 頁

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成 18 年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される 20 億 2 千万円以上（平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）の工事で、当該工事に係る入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「工事成績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。

※ 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。具体的には、入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で割った数値（評価値）の最も高い値の者を落札者とします。

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の 3 種類を実施しています。

また、平成 26 年度から工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る提案を求める「高度技術提案型」を試行しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者としますが、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 低入札価格調査制度（政府調達協定対象工事及び総合評価落札方式による工事に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等には、当該入札者を落札者としません。

※ 失格基準

調査基準価格を下回る金額で入札が行われた場合、入札者が提出した内訳書の金額が、本市が設計した金額と比べ、一定の基準（失格基準）を下回るときは、当該入札者を落札者としません。

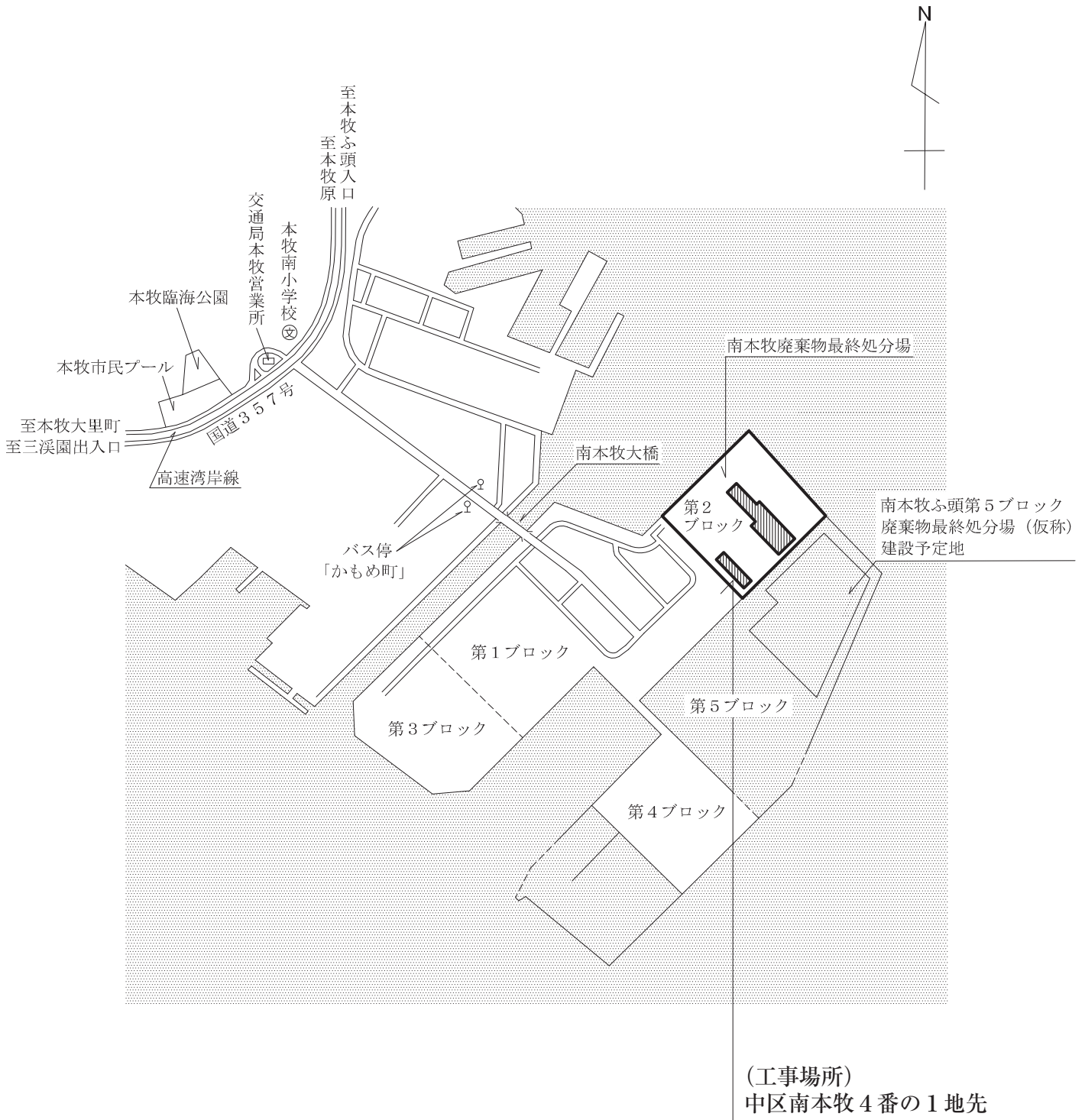
(2) 最低制限価格制度（低入札価格調査制度を採用する工事以外の工事に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として、落札者としません。

案 内 図

市第 23 号議案

南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事(その2)請負契約の締結



入札てんまつ

工事名 南本牧廃棄物最終処分場高密度化工事(その2)			
予定価格(税抜き:円)		1,991,870,000	
調査基準価格(税抜き:円)		1,836,296,875	
入 札 参 加 業 者		入札金額(税抜き:円)	結 果
1	東洋・あおみ・たにもと建設共同企業体	1,779,000,000	落札(低入札)
2	鴻池・森・長野建設共同企業体	1,815,000,000	
3	戸田・ノバック・TSUCHIYA建設共同企業体	1,831,000,000	
4	五洋・村本・馬淵建設共同企業体	1,840,000,000	
5	竹中土木・森本・中鉢建設共同企業体	1,855,550,000	
6	安藤ハザマ・吉田・土志田建設共同企業体	1,870,000,000	
7	前田・家島・宮内建設共同企業体	1,922,000,000	
8	若築・みらい・錦海運建設共同企業体	1,930,000,000	
9	東亜・りんかい日産・大本建設共同企業体	1,943,000,000	

案 内 図

市第 24 号 議案

南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場（仮称）
排水処理施設建設工事（水処理設備工事）請負契約の締結



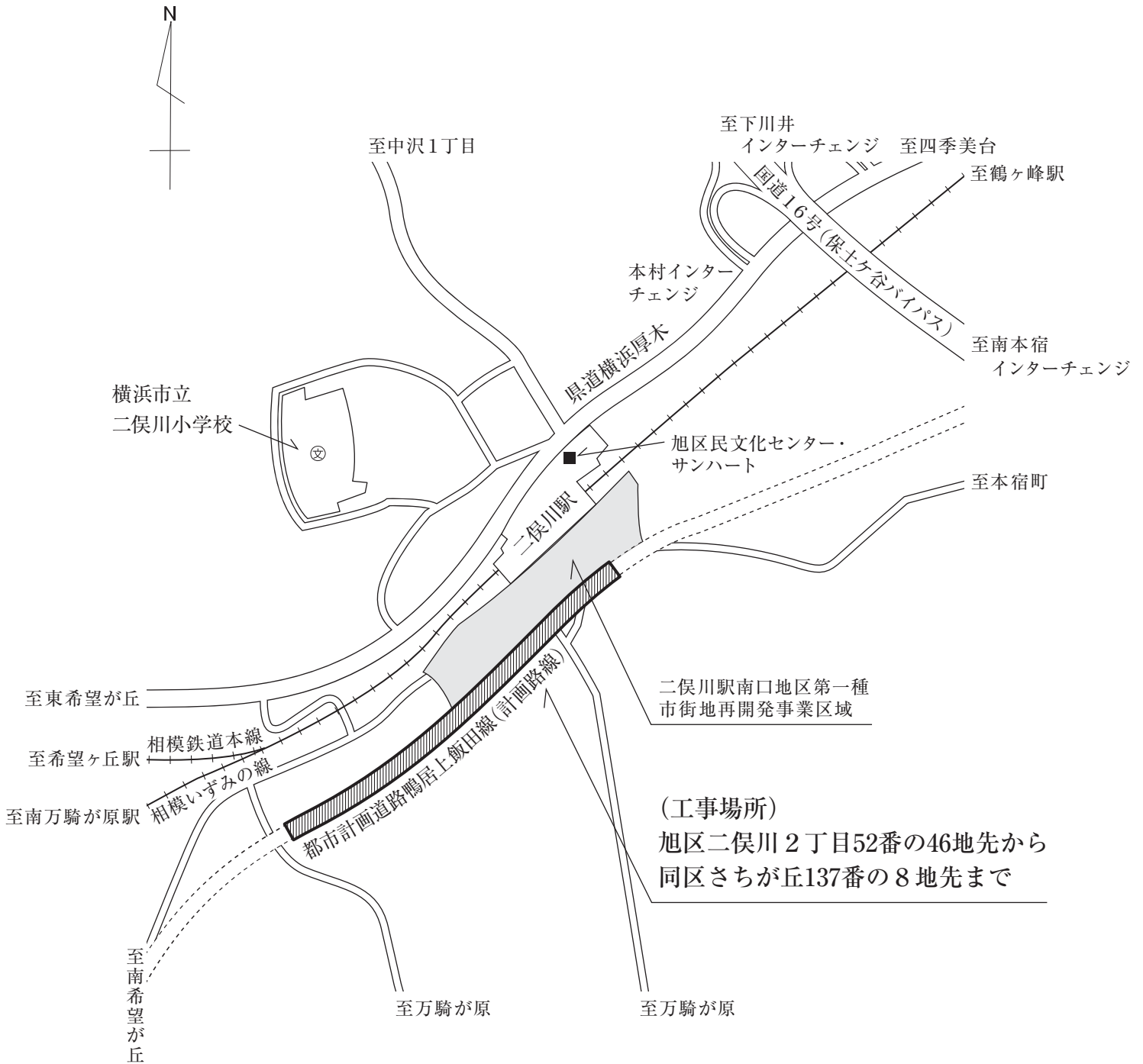
入札てんまつ

工事名 南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場(仮称)排水処理施設建設工事(水処理設備工事)			
予定価格(税抜き:円)		1,502,000,000	
最低制限価格(税抜き:円)		1,420,652,876	
入 札 参 加 業 者		入札金額(税抜き:円)	結 果
1	日立造船株式会社	1,430,000,000	落札
2	水ing株式会社	1,439,500,000	
3	JFEエンジニアリング株式会社	1,442,500,000	
4	共和化工株式会社	1,594,000,000	
5	三菱化工機株式会社	1,780,000,000	
6	クボタ環境サービス株式会社	1,884,000,000	

案 内 図

市第 25 号 議案

都市計画道路鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）
街路整備工事（その 12）請負契約の締結



入札てんまつ

工事名 都市計画道路鴨居上飯田線(本宿・二俣川地区)街路整備工事(その12)			
予定価格(税抜き:円)		2,452,980,000	調査基準価格(税抜き:円)
			2,263,044,401
入札参加業者		入札金額(税抜き:円)	結果
1	熊谷・徳倉・石田建設共同企業体	2,430,000,000	落札

案内図

市第 26 号議案

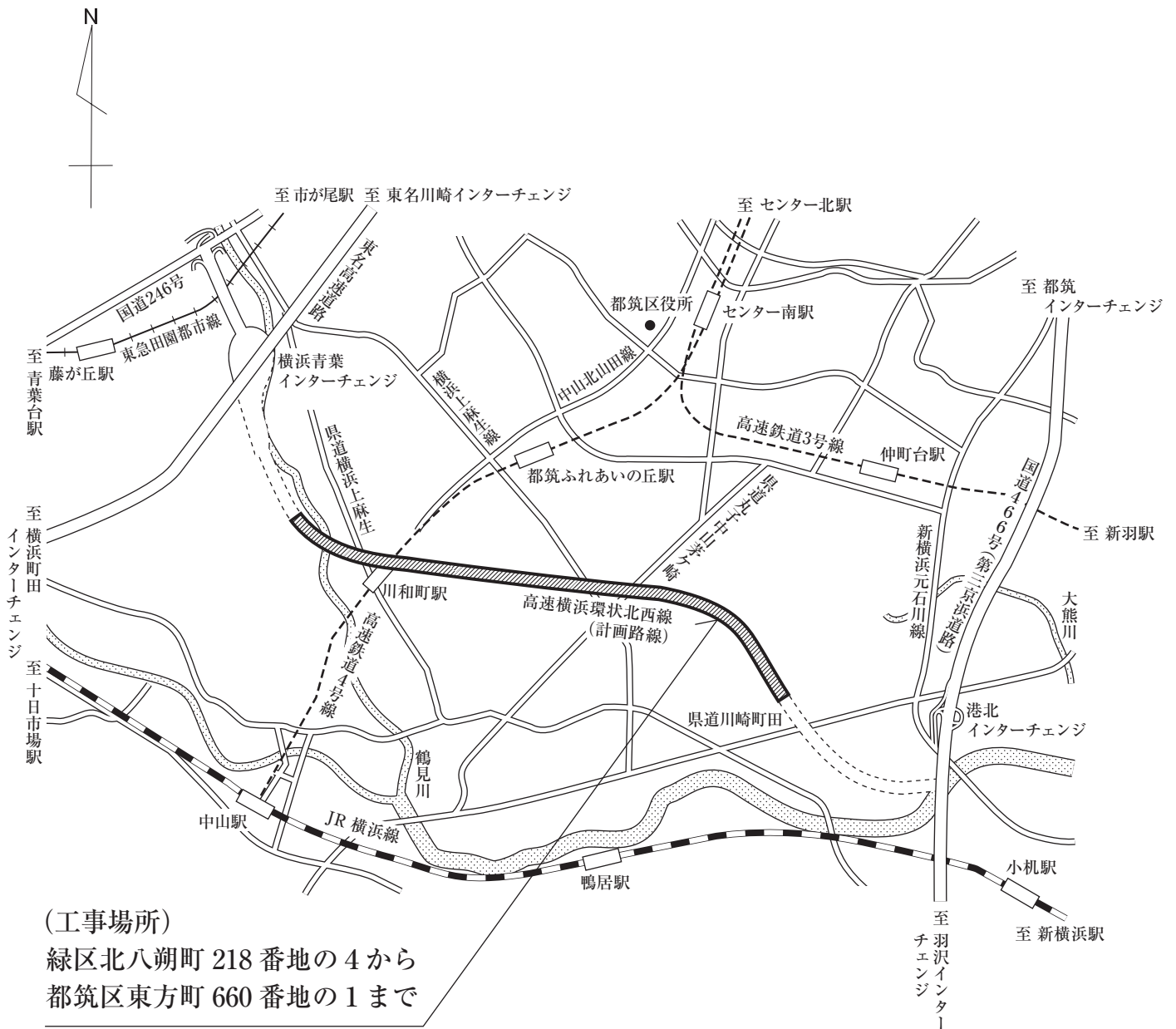
横浜国際港都建設道路金沢シーサイドライン建設工事(その3)請負契約の締結



案内図

市第 27 号議案

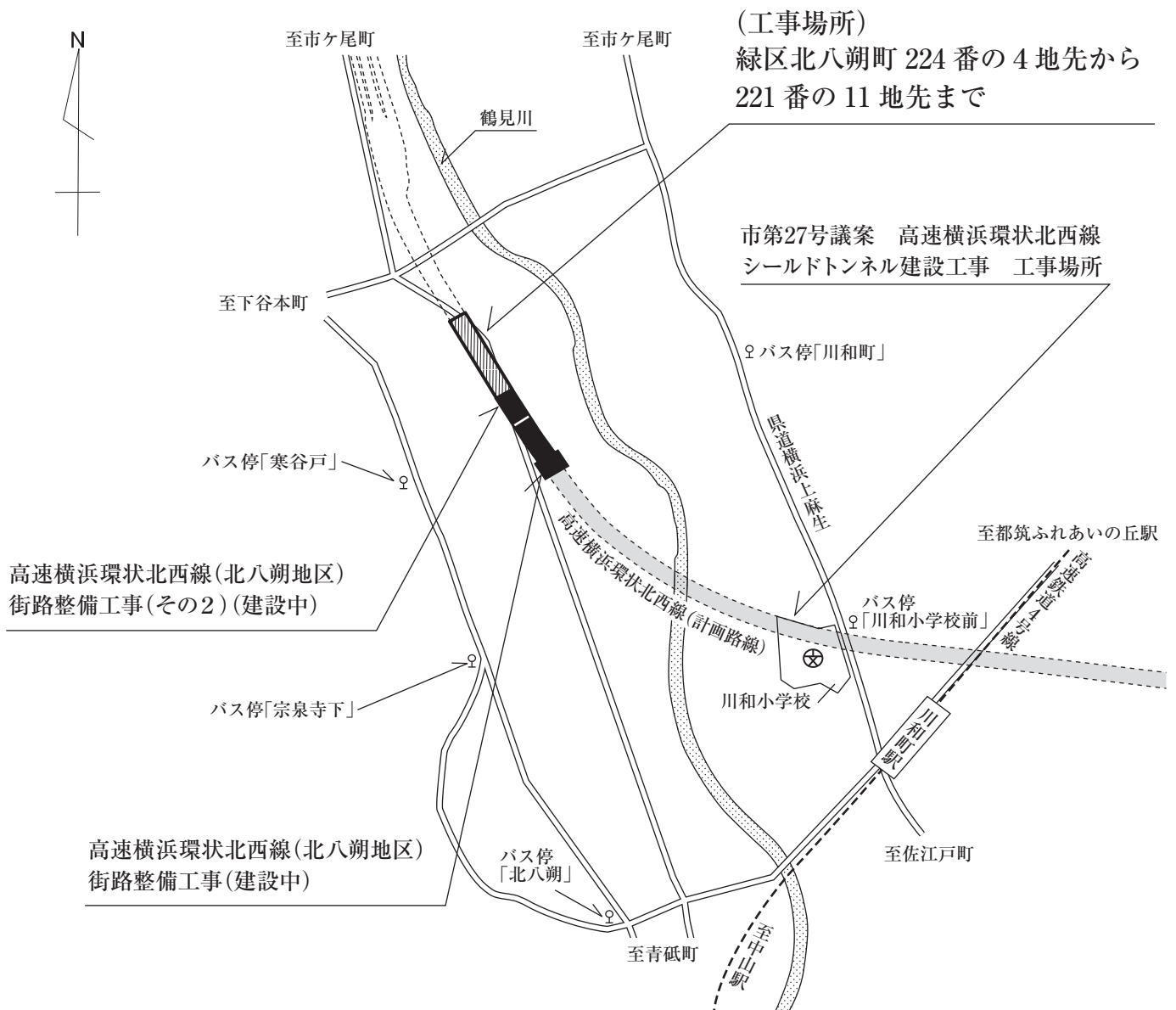
高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事請負契約の締結



案 内 図

市第 28 号 議案

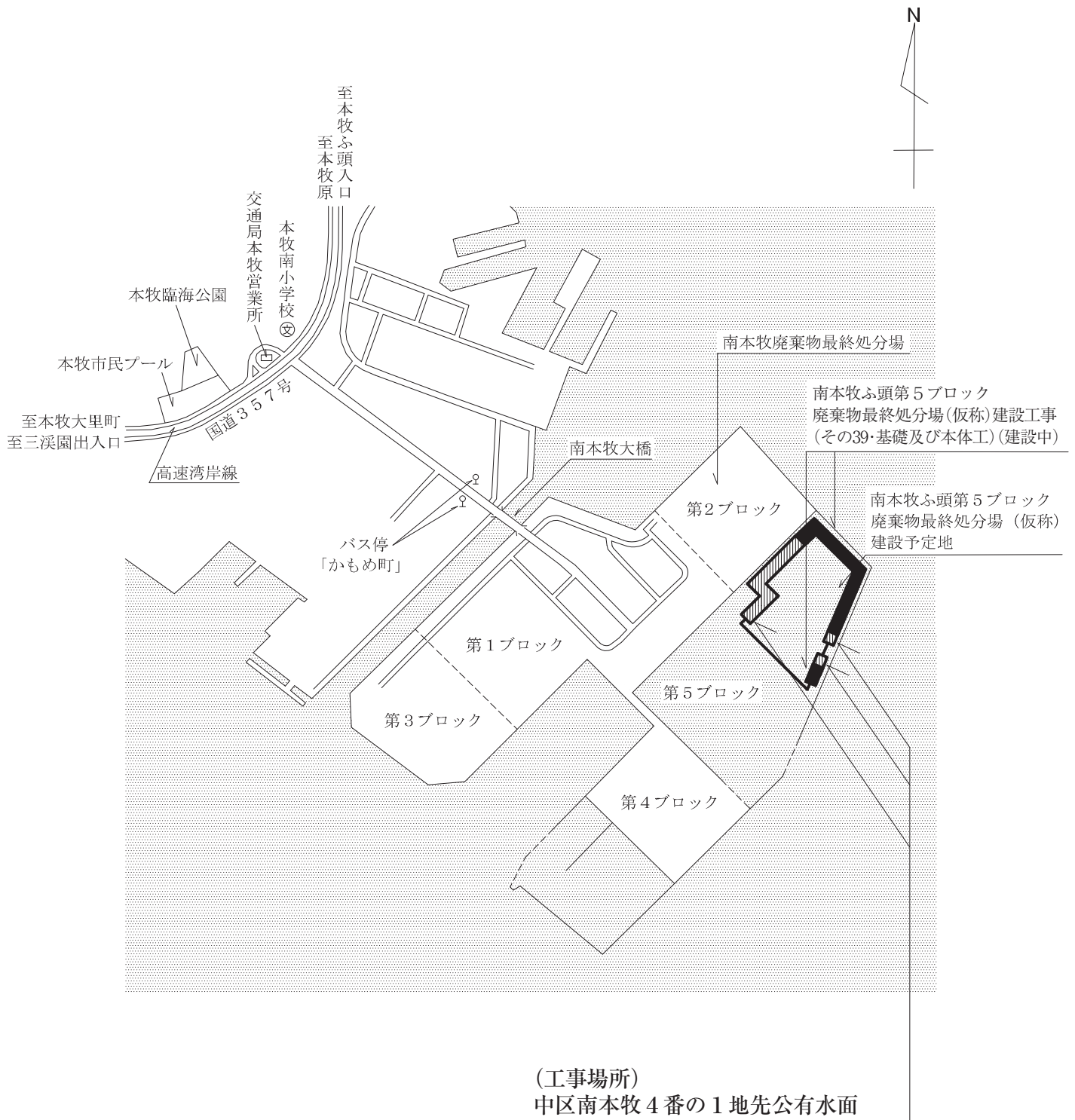
高速横浜環状北西線（北八朔地区）街路整備工事（その3）請負契約の締結



案 内 図

市第 29 号議案

南本牧ふ頭第 5 ブロック 廃棄物最終処分場 (仮称) 建設工事
(その 54・基礎及び本体工) 請負契約の締結



入札てんまつ

工事名 南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場(仮称)建設工事(その54・基礎及び本体工)			
予定価格(税抜き:円)		3,680,330,000	
		調査基準価格(税抜き:円) 3,438,012,076	
入 札 参 加 業 者		入札金額(税抜き:円)	結 果
1	東亜・東洋・りんかい日産建設共同企業体	3,480,000,000	落札

南区総合庁舎移転新築工事変更概要

1 背景

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井脱落による被害が多数生じたことから、平成 26 年 4 月に建築基準法施行令が改正施行されました。

本市では、市民の安全を確保し、災害時において防災機能の役割が十分に果たせるよう、「既存不適格」となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修する方針としました。平成 27 年 3 月に「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」を策定し、これを着実かつ計画的に推進することとしています。

※ 特定天井について

天井の高さが 6 m を超え、その水平投影面積が 200 m² を超え、天井部材の重さが 2 kg/m² を超える吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの。

2 変更理由

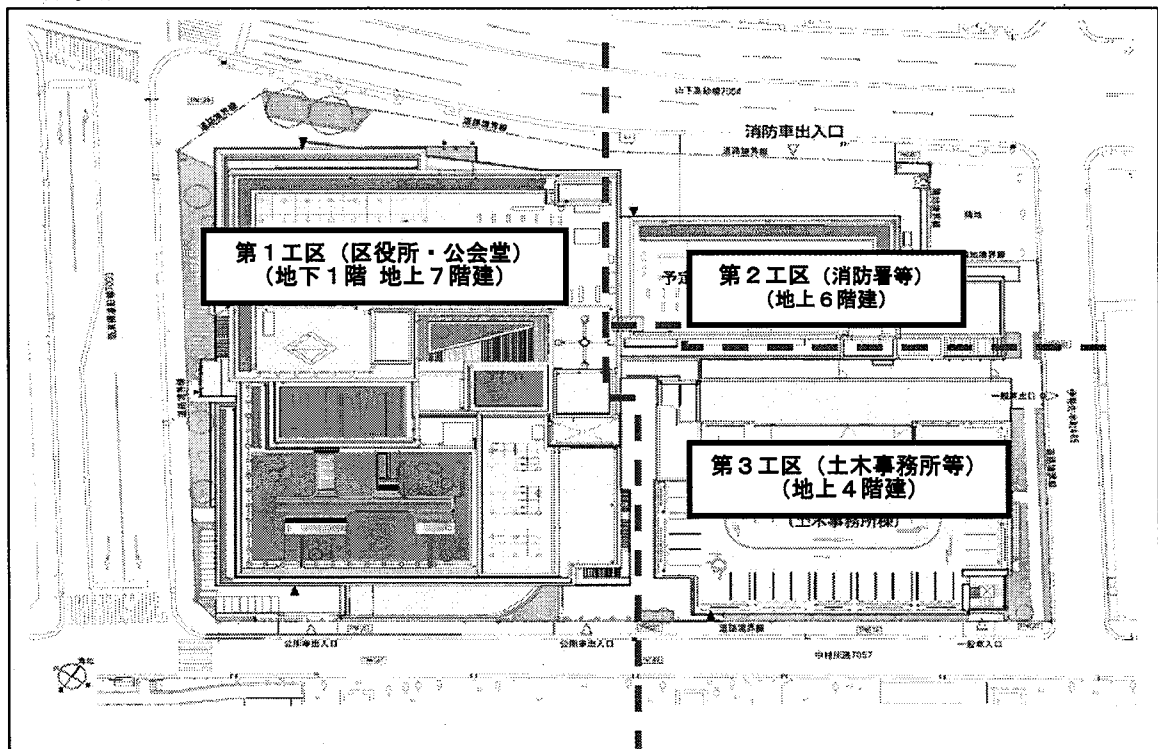
現在建設中である南区総合庁舎公会堂ホール天井（第 1 工区建築工事で施工中）は、特定天井に該当します。

特定天井の施工を適切に行うため、請負人と協議した結果、1 か月程度の工期延期により、工事中に新基準に適合させることが可能であることが確認できました。

この工期延長により、公共建築工事積算基準に基づき経費が増額となるため、契約金額の増額も同時に行うものです。

また、全ての工区を 1 棟の建物として、消防及び建築確認の完成検査を受検する必要があるため、第 2・3 工区建築工事及び関連する設備工事についても工期の延長及び契約金額の増額を行うものです。

<配置図>



<参考> 関係規定

建築基準法施行令（抜粋）

第三十九条

（第1項、第2項省略）

3 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

国土交通省告示第七百七十一号（抜粋）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第三項の規定に基づき、特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を次のように定める。

平成二十五年八月五日

（第一 省略）

第二 特定天井

特定天井は、吊り天井であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
- 二 高さが六メートルを超える天井の部分で、その水平投影面積が二百平方メートルを超えるものを含むもの
- 三 天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の一平方メートル当たりの質量をいう。以下同じ。）が二キログラムを超えるもの

第三 特定天井の構造方法

特定天井の構造方法は、次の各号の基準に適合するものとする。

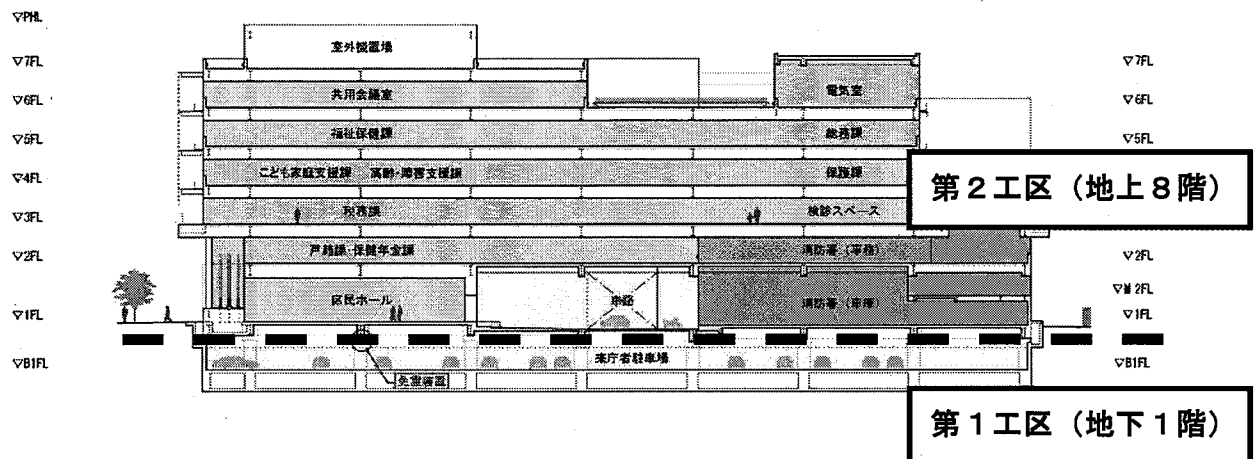
- 一 天井面構成部材等の単位面積質量は、二十キログラム以下とすること。
- 二 天井材（グラスウール、ロックウールその他の軟質な繊維状の材料から成る単位面積質量が四キログラム以下の天井板で、他の天井面構成部材に適切に取り付けられているものを除く。）は、ボルト接合、ねじ接合その他これらに類する接合方法により相互に緊結すること。

（以下省略）

市第 35 号～ 港南区総合庁舎移転新築工事（第 2 工区建築工事）請負契約
市第 37 号議案 の変更ほか 2 件

港南区総合庁舎移転新築工事変更概要

1 建物断面図



※ 第 1 工区建築工事は、地下部分の基礎工事、基礎躯体工事（駐車場）を行います。
第 2 工区建築工事は、地上躯体工事等を行います。

2 変更理由

第 1 工区建築工事において、建物の基礎となる杭工事のコンクリート充填不足が判明し、杭工事の再施工に約 1 年を要することとなりました。そのため、地上部分を施工する第 2 工区建築工事などを含めた工事全体の竣工が遅れることとなり、第 2 工区建築工事及び関連する設備工事について完成期限の変更が必要となりました。

また、契約金額についても、第 2 工区建築工事で現場着手の遅れに伴い、製作した鉄骨等の材料の保管に関する費用が増額になるほか、関連工事について、工期の延長に伴い経費が増額となりました。

市第 38 号議案	高速横浜環状北西線（北八朔地区）街路整備工事請負契約の変更
市第 39 号議案	高速横浜環状北西線（北八朔地区）街路整備工事（その 2）請負契約の変更

公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施について

1 背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、農林水産省及び国土交通省の調査に基づき、毎年 4 月に改定され、本市も 4 月以降に設計する公共工事に使用しています。平成 25 年度に、労務単価が大幅上昇となったことを踏まえ、国土交通省が旧労務単価に基づく契約を新労務単価に変更できる特例措置を実施し、本市でも国に準じた特例措置を実施しました。

また、26 年度には、国土交通省は新労務単価を 2 か月前倒して 2 月から適用するとともに、労務単価に加え材料単価も新単価に変更できる特例措置を実施し、本市でも国に準じた特例措置を実施しました。

27 年度においても、国土交通省は、26 年度と同様の特例措置を実施し、地方公共団体にもこれらの適用を要請しました。これを受け、本市においても国と同様の措置を実施しています。

2 本市の特例措置の内容（平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結した工事）

(1) 平成 27 年 3 月 31 日までに契約を締結した工事については、契約後、契約の相手方からの請求により、契約日時点で最新の基準の単価に基づく契約に変更します。

【38 号議案、39 号議案】

(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち、3 月以前の単価を適用して積算しているものについては、契約後、契約の相手方からの請求により、4 月基準の単価に基づく契約に変更します。

変更後の契約金額 = $P \times K$

P：新労務単価及び当初契約時点*の材料単価に基づく予定価格

K：当該契約の落札率

※ ただし、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事については、全て 4 月基準の単価を適用します。

<参考>

国土交通省では、平成 26 年度から特例措置と併せて、一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項の運用を行っており、本市においても同様の運用を行っています。